

農 振 第 623 号
令和 7 年 11 月 27 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 高市 早苗 様

岩手県知事 達増 拓也

岩手県産シカ肉の「出荷・検査方針」の見直しについて

「検査計画・出荷制等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、令和 6 年 4 月 9 日付けで提出した「出荷・検査方針」を別添のとおり見直したので提出します。

変更点 1

<内容>

「出荷・検査方針」の1の（1）に定める別表の食肉処理加工施設に岩泉町の「岩泉ジビエ」及び大槌町の「家子不動産開発株式会社 三陸ジビエ」を追加する。

<変更の理由>

岩泉町及び食肉処理加工施設「岩泉ジビエ」並びに大槌町及び食肉処理加工施設「家子不動産開発株式会社 三陸ジビエ」において、本県の「出荷・検査方針」に基づく管理体制が整ったことから変更を行う。

変更点 2

<内容>

「出荷・検査方針」の3の（1）の①の処理加工施設におけるシカ個体の受入れについて、「なお、所在市町村職員の立会いはオンラインによるものでも可とする。」の文言を追加する。

<変更の理由>

所在市町職員の立会いにおいて、オンラインにより対面と同等の確認が可能であることが実証により確認できたことから、変更を行う。

(別添)

出荷・検査方針

1 シカ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として別表の食肉処理加工施設（以下「処理加工施設」という。）が、受入れしたシカ肉については、全頭につき、岩手県が自ら又は岩手県が指定する検査機関（以下「検査機関」という。）に委任し、放射性物質についての精密検査（以下「精密検査」という。）を行う。
- (2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査したシカ個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 超過の場合は、検査したシカ個体の肉全てを処理加工施設において廃棄するものとする。

2 処理加工施設におけるシカ個体の受入計画の作成

受入れした個体の精密検査を効率的に行うため、処理加工施設は、岩手県と協議の上、毎月に受入計画を作成する。

3 処理加工施設における管理等

(1) シカ個体の受入及び確認

- ① 処理加工施設は、別表の施設が所在する市町村（以下「所在市町村」という。）職員の立会いの下で、受入れするシカ個体の捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等の捕獲に関する情報を確認するとともに、シカ個体を区分して管理するための個体番号を付ける。なお、所在市町村職員の立会いはオンラインによるものでも可とする。

また、捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成するとともに、その写しを所在市町村に提出する。

- ② 所在市町村は、提出された搬入・処理管理台帳の写しを、速やかに、岩手県に提出する。

(2) シカ肉の保管・管理

- ① 処理加工施設は、受入れしたシカ個体の解体処理を行い、保冷庫で保管する。
- ② 所在市町村職員は、処理加工施設が受入れしたシカ個体の肉について、精密検査に必要な試料の採取を行う。

また、検査機関へ試料の送付を行うとともに、岩手県に精密検査を依頼

する旨を報告する。

- ③ 処理加工施設は、精密検査の結果が判明するまでの間、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。
- ④ 岩手県は、検査機関から検査結果を受理した後、「シカ肉の放射性物質検査結果通知書」を作成し、所在市町村及び処理加工施設に通知する。
また、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された場合には、速やかに、検査したシカ個体の肉全てが適切に廃棄されるよう所在市町村及び処理加工施設に指示する。
- ⑤ 処理加工施設は、所在市町村職員の立会いの下、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認されたシカ個体の肉全てを廃棄用容器へ投入し、適正に廃棄した旨を、「廃棄確認書」により、岩手県に報告する。

(3) シカ肉の出荷管理及び表示

- ① 岩手県は、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 以下であることが確認された場合には、検査したシカ個体の肉が出荷可能であることを所在市町村及び処理加工施設に指示する。
- ② 処理加工施設は、出荷するシカ肉全てについて、個体番号を記した出荷・販売台帳を作成する。
また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

岩手県、所在市町村及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売するシカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、令和6年5月1日から適用する。

本方針については、令和7年12月12日から適用する。

【別表】 食肉処理加工施設

施設名	施設が所在する市町村
ジビエ Works～三陸やま物語	大槌町
遠野ジビエの里	遠野市
岩泉ジビエ	岩泉町
家子不動産開発株式会社 三陸 ジビエ	大槌町

岩手県出荷・検査方針（新旧対照表）

新	旧
出荷・検査方針	出荷・検査方針
1 <u>シカ</u> 肉の放射性物質検査	1 <u>ニホンジカ</u> 肉の放射性物質検査
(1) 食肉加工を目的として別表の食肉処理加工施設（以下「処理加工施設」という。）が、受入れした <u>シカ</u> 肉については、全頭につき、岩手県が自ら又は岩手県が指定する検査機関（以下「検査機関」という。）に委任し、放射性物質についての精密検査（以下「精密検査」という。）を行う。	(1) 食肉加工を目的として別表の食肉処理加工施設（以下「処理加工施設」という。）が、受け入れした <u>ニホンジカ</u> 肉については、全頭につき、岩手県が自ら又は岩手県が指定する検査機関（以下「検査機関」という。）に委任し、放射性物質についての精密検査（以下「精密検査」という。）を行う。
(2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査した <u>シカ</u> 個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。	(2) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 以下の場合は、検査した <u>ニホンジカ</u> 個体の肉は出荷しても差し支えないものとする。
(3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 超過の場合は、検査した <u>シカ</u> 個体の肉全てを処理加工施設において廃棄するものとする。	(3) (1)の検査において、その放射性セシウムの検査結果が 100 Bq/kg 超過の場合は、検査した <u>ニホンジカ</u> 個体の肉全てを処理加工施設において廃棄するものとする。
2 処理加工施設における <u>シカ</u> 個体の受入計画の作成 受入れした個体の精密検査を効率的に行うため、処理加工施設は、岩手県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。	2 処理加工施設における <u>ニホンジカ</u> 個体の受入計画の作成 受け入れした個体の精密検査を効率的に行うため、処理加工施設は、岩手県と協議の上、月毎に受入計画を作成する。
3 処理加工施設における管理等 (1) <u>シカ</u> 個体の受入及び確認	3 処理加工施設における管理等 (1) <u>ニホンジカ</u> 個体の受入及び確認
① 処理加工施設は、別表の施設が所在する市町村（以下「所在市町村」という。）職員 <u>の</u> 立会いの下で、受入れする <u>シカ</u> 個体の捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等の捕獲に関する情報を確認するとともに、 <u>シカ</u> 個体を区分して管理するための個体番号を付ける。 <u>なお、所在市町村職員の立会いはオンラインによるものでも可とする。</u>	① 処理加工施設は、別表の施設が所在する市町村（以下「所在市町村」という。）職員立ち会いの下で、受け入れする <u>ニホンジカ</u> 個体の捕獲者、捕獲日時、捕獲場所等の捕獲に関する情報を確認するとともに、 <u>ニホンジカ</u> 個体を区分して管理するための個体番号を付ける。

<p>また、捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成するとともに、その写しを所在市町村に提出する。</p> <p>② 所在市町村は、提出された搬入・処理管理台帳の写しを、速やかに、岩手県に提出する。</p>	<p>また、捕獲に関する情報、体重、性別、検査結果等を記録する搬入・処理管理台帳を作成するとともに、その写しを所在市町村に提出する。</p> <p>② 所在市町村は、提出された搬入・処理管理台帳の写しを、速やかに、岩手県に提出する。</p>
<p>(2) <u>シカ</u>肉の保管・管理</p> <p>① 処理加工施設は、受入れした<u>シカ</u>個体の解体処理を行い、保冷庫で保管する。</p> <p>② 所在市町村職員は、処理加工施設が受入れした<u>シカ</u>個体の肉について、精密検査に必要な試料の採取を行う。</p> <p>また、検査機関へ試料の送付を行うとともに、岩手県に精密検査を依頼する旨を報告する。</p> <p>③ 処理加工施設は、精密検査の結果が判明するまでの間、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。</p> <p>④ 岩手県は、検査機関から検査結果を受理した後、「<u>シカ</u>肉の放射性物質検査結果通知書」を作成し、所在市町村及び処理加工施設に通知する。</p> <p>また、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された場合には、速やかに、検査した<u>シカ</u>個体の肉全てが適切に廃棄されるよう所在市町村及び処理加工施設に指示する。</p> <p>⑤ 処理加工施設は、所在市町村職員の立会いの下、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された<u>シカ</u>個体の肉全てを廃棄用容器へ投入し、適正に廃棄した旨を、「廃棄確認書」により、岩手県に報告する。</p>	<p>(2) <u>ニホンジカ</u>肉の保管・管理</p> <p>① 処理加工施設は、受け入れした<u>ニホンジカ</u>個体の解体処理を行い、保冷庫で保管する。</p> <p>② 所在市町村職員は、処理加工施設が受け入れした<u>ニホンジカ</u>個体の肉について、精密検査に必要な試料の採取を行う。</p> <p>また、検査機関へ試料の送付を行うとともに、岩手県に精密検査を依頼する旨を報告する。</p> <p>③ 処理加工施設は、精密検査の結果が判明するまでの間、検査未了であることを明示し、適切な個体分別の下で保管・管理を行う。</p> <p>④ 岩手県は、検査機関から検査結果を受理した後、「<u>ニホンジカ</u>肉の放射性物質検査結果通知書」を作成し、所在市町村及び処理加工施設に通知する。</p> <p>また、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された場合には、速やかに、検査した<u>ニホンジカ</u>個体の肉全てが適切に廃棄されるよう所在市町村及び処理加工施設に指示する。</p> <p>⑤ 処理加工施設は、所在市町村職員の立ち会いの下、放射性物質の値が 100Bq/kg 超過であることが確認された<u>ニホンジカ</u>個体の肉全てを廃棄用容器へ投入し、適正に廃棄した旨を、「廃棄確認書」により、岩手県に報告する。</p>
<p>(3) <u>シカ</u>肉の出荷管理及び表示</p> <p>① 岩手県は、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 以下であることが確認された場合には、検査した<u>シカ</u>個体の肉が出荷可能であることを所在市町村及び処理加工施設に指示する。</p>	<p>(3) <u>ニホンジカ</u>肉の出荷管理及び表示</p> <p>① 岩手県は、検査結果において、放射性物質の値が 100Bq/kg 以下であることが確認された場合には、検査した<u>ニホンジカ</u>個体の肉が出荷可能であることを所在市町村及び処理加工施設に指示する。</p>

② 処理加工施設は、出荷するシカ肉全てについて、個体番号を記した出荷・販売台帳を作成する。

また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

岩手県、所在市町村及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売するシカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。

5 その他

本方針については、令和6年5月1日から適用する。

本方針については、令和7年12月12日から適用する。

【別表】 食肉処理加工施設

施設名	施設が所在する市町村
ジビエ Works～三陸やま物語	大槌町
遠野ジビエの里	遠野市
岩泉ジビエ	岩泉町
家子不動産開発株式会社 三 陸ジビエ	大槌町

する。

② 処理加工施設は、出荷するニホンジカ肉全てについて、個体番号を記した出荷・販売台帳を作成する。

また、出荷・販売製品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が基準値以下である旨の表示を行う。

4 情報の提供

岩手県、所在市町村及び処理加工施設は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、今後、この「出荷・検査方針」に基づき、処理加工施設が出荷・販売するニホンジカ肉は、食品衛生上問題ないものであることを周知する。

附則

本方針については、令和6年5月1日から適用する。

【別表】 食肉処理加工施設

施設名	施設が所在する市町村
ジビエ Works～三陸やま物語	大槌町
遠野ジビエの里	遠野市